

議案第 1 2 5 号

新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
新治地方広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、
令和 2 年 3 月 3 1 日をもって新治地方広域事務組合から土浦市が脱退し、新
治地方広域事務組合同規約（昭和 5 2 年地指令第 5 6 号）の一部を変更するこ
とについて同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

令和 2 年 3 月 3 1 日をもって、新治地方広域事務組合から土浦市が脱退す
ること及び新治地方広域事務組合同規約の一部を変更することについて協議し
たいので、本案を提出するもの。

新治地方広域事務組合理約の一部を変更する規約

新治地方広域事務組合理約（昭和52年地指令第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「土浦市」を削る。

第3条の2第2項を削る。

第5条第1項中「12人」を「10人」に、「石岡市 3人」を「石岡市 4人」に改め、「土浦市 3人」を削る。

第10条第1項中「3人」を「2人」に改め、同条第2項中「、土浦市長」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。